（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等（第一条の二―第二条）」を「第二章　土地区画整理促進区域（第二条―第四条）」に、「第四章」を「第三章」に、「第六条―第十条」を「第五条―第九条」に、「第五章」を「第四章」に、「第十一条―第十三条」を「第十条―第十二条」に、「第六章　住宅街区整備事業（第十四条）」を「第五章　住宅街区整備事業（第十三条）」に、「第六章の二」を「第六章」に改める。

第二章を削る。

第三章中第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第三章を第二章とする。

第四章中第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第四章を第三章とする。

第五章中第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第五章を第四章とする。

第六章中第十四条を第十三条とし、第十四条の二を第十四条とする。

第六章を第五章とする。

第六章の二を第六章とする。

第五十一条第一項及び第二項第一号中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

別表を削る。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第三号中「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）」を「住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）」に、「住宅の建設基準に関すること」を「土地・水資源局の所掌に属するもの」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第九条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表住宅宅地分科会の項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）」を「住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）」に改める。

総務大臣　竹中　平蔵
国土交通大臣　北側　一雄
内閣総理大臣　小泉純一郎

省　令

○経済産業省令第七十七号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項、第五条第一項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年六月八日　経済産業大臣　二階　俊博

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則

（特定研究開発等計画の認定の申請）

第一条　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により特定研究開発等計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、その特定研究開発等の拠点となる施設を定め、様式第一による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該中小企業者（法人である場合に限る。）の定款

二　当該中小企業者（法第二条第一項第八号に掲げる者にあっては、当該特定研究開発等計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　法第四条第一項の代表者は、一名とする。

（特定研究開発等計画の変更に係る認定の申請）

第二条　法第五条第一項の規定により特定研究開発等計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等の実施状況を記載した書類

二　前条第二項各号に掲げる書類

3　前項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる書類に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。ただし、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該書類の提出を命ずることができる。

（特許料軽減申請書の様式）

第三条　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百十二号。以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。ただし、特許法第百七条第一項に規定する第四年から第六年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。

（審査請求料軽減申請書の様式）

第四条　令第四条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第四により作成しなければならない。

（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）

第五条　令第三条第一項又は第四条第一項の申請書（以下「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した令第三条第一項に規定する申請に係る特許発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るものであることを証する書面及び認定計画の写し並びに同条第二項各号に掲げる書面並びに令第四条第一項に規定する申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るものであることを証する書面及び認定計画の写し並びに同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

（特許料軽減申請書等の提出等）

第六条　法第九条第一項又は第二項に規定する中小企業者が特許料軽減申請書等を提出する場合には、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

2　前項の場合において、特許庁長官は、提出者が法第九条第一項又は第二項に規定する中小企業者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長を経由して確認書を交付するものとする。

（権限の委任）

第七条　法第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第十二条の規定による経済産業大臣の権限は、当該特定研究開発等計画の拠点となる施設の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十八年六月十三日）から施行する。